

## 令和 5 年度東京都予算(案)における主な障害者就業・就労支援施策

## 【産業労働局 雇用就業部 就業推進課】

- 1 **TOKYO障害者マッチング応援フェスタ【拡充】** (158 百万円)  
国(東京労働局)等と連携して、障害者を対象としたマッチングイベントを実施する。マッチングイベントにあわせて、講演やパネルディスカッション等の啓発イベントを開催し、面接に参加する障害者の就職準備度向上や障害者雇用に係る理解を深め、障害者雇用を推進していく。
- 2 **中小企業のための障害者雇用支援フェア** (28 百万円)  
障害者雇用に取り組む中小企業を対象に、障害者雇用に係る支援制度・支援機関等を総合的に紹介して理解を深めるためのフェアを開催し、中小企業における障害者雇用の促進を図る。
- 3 **障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の顕彰制度(「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」)** (3 百万円)  
障害者雇用の特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰(知事表彰等)するとともに、好事例の発信を行う。(5社程度)
- 4 **中小企業障害者雇用支援助成事業** (240 百万円)  
国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース又は成長分野人材確保・育成コース)(以下「特開金」)の対象となる障害者を雇用し、特開金の支給満了後も引き続き雇用する中小企業に対し、都が独自に賃金助成を行う。
  - ① 月額：重度障害者等 5 万 5 千円、重度障害者等以外 3 万 3 千円
  - ② 期間：3 年間
- 5 **障害者安定雇用奨励事業【拡充】** (669 百万円)  
障害者の正規雇用や無期雇用での雇入れ・転換及び処遇改善に取り組む企業に対し、奨励金を支給する。
  - ① 正規雇用・無期雇用での雇入れ：中小企業 150 万円、大企業 100 万円
  - ② 正規雇用・無期雇用への転換：中小企業 120 万円、大企業 100 万円
  - ①及び②ともに精神障害者の場合には、30 万円加算(企業規模不問)
- 6 **難病・がん患者就業支援事業【拡充】** (127 百万円)  
難病やがん患者の治療と仕事の両立に配慮して、雇入れや就業継続に向けた取

組を積極的に行う事業主を対象とし、奨励金を支給する。

①採用奨励金・雇用継続助成金：1人あたり40万円～60万円

②制度導入加算：1制度10万円（最大30万円まで）

## 7 中小企業障害者雇用応援連携事業【拡充】 (56百万円)

国(ハローワーク)等と連携し、雇用率未達成の中小企業に個別訪問等を実施し、企業のニーズに応じて、障害者雇用に関する情報提供や支援メニューの提案等を行う。(1,200社)

## 8 職場内障害者サポーター事業 (73百万円)

障害のある社員をサポートする「職場内障害者サポーター」を養成することで、障害者の職場定着を推進する。養成講座の受講と職場内での支援活動により、奨励金を支給する。(養成講座：20回)

また、支援活動終了後もアフターフォロー事業(研修、電話相談)を実施し、サポーター活動の継続を支援する。

## 9 障害者雇用就業総合推進事業【拡充】 (169百万円)

(補助事業((公財)東京しごと財団))

地域の就労支援機関等と連携して、障害者就活セミナー、企業向け普及啓発セミナー、実務講座、職場体験実習開拓・紹介事業、企業見学支援事業等の各種事業を実施する。

### ①「障害者雇用就業サポートデスク」の運営

相談窓口として「障害者雇用就業サポートデスク」「障害者雇用就業サポートデスク多摩」を開設し、全都的なサービスを展開するとともに、オンライン相談やテレワークに関する専門相談を実施する。

### ② 障害者雇用ナビゲート事業【拡充】

初めて障害者を雇用する中小企業等に対し、採用前から採用後の職場定着まで専門家による伴走型で支援する(65社)。テレワークを活用し、障害者の雇用や定着促進を行う場合には、就労支援機器等の導入費用の助成も実施する。

## 10 東京ジョブコーチ支援事業【拡充】 (212百万円)

(補助事業((公財)東京しごと財団))

障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるよう、また、企業が障害者をスムーズに受け入れられるように、障害者の作業習得支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援を実施する。(800件)

また、東京ジョブコーチの認知度を上げるため、新たに開拓連携推進員を配置し、企業を直接訪問することで、開拓した企業をジョブコーチ支援につなげる。

## 11 持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業【新規】 (115百万円)

デジタル化の進展やニューロダイバーシティの観点から、障害者雇用の新たな可能性を開拓し好事例を発信する。

## 【2】福祉保健局

- 1 **東京都障害者就労支援協議会による連携強化** (4百万円)  
経済団体、企業、労働・福祉・教育・医療機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む意識を広げていく。
- 2 **障害者就労支援体制レベルアップ事業** (東京障害者職業センター共催) (0.3百万円)  
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行う。
- 3 **「東京チャレンジオフィス」の運営** (78百万円)  
都庁において、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。  
(規模) 会計年度任用職員 29名 短期実習生 5名枠
- 4 **区市町村障害者就労支援事業** (障害者施策推進区市町村包括補助事業)  
就職準備や職場開拓、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を実施し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。  
(事業内容)
  - 1 就労・生活支援コーディネーター
  - 2 地域開拓促進コーディネーター(負担割合)  
都 1/2 区市町村 1/2  
※就労・生活支援コーディネーターの設置に対する補助については、区部は財調対応
- 5 **就労支援機関連携スキル向上事業【拡充】** (7百万円)  
就労支援機関等を対象に、雇用導入期の企業へのアプローチ・マッチング、精神障害者の就労定着支援に必要な医療機関との連携、及び就労定着支援に必要な知識・スキルを付与する各種研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図る。
- 6 **精神障害者就労定着連携促進事業** (42百万円)  
精神障害者就労定着支援連絡会を設置し、医療機関・就労移行支援事業所・企業等の連携を促進するとともに、各障害者就業・生活支援センターに医療機関連携コーディネーターを配置し、就労を希望する精神障害者を就労支援機関につなぎ、企業等への就労と定着の促進を図る。

- 7 就労移行支援事業におけるテレワーク等支援力向上事業** (6百万円)  
就労移行支援事業所等向けに、新しい日常におけるテレワーク等の多様な働き方に対応するための研修や事例紹介等を行い、障害者の円滑な就職活動及び就労促進・定着を図る。
- 8 福祉・トライアルショップの展開** (230百万円)  
福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU」を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援B型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図る。
- 9 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築** (26百万円)  
就労継続支援B型事業所のネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図る。
- 10 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** (9百万円)  
就労継続支援B型事業所における受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備を促進する。  
(対象施設種別) 就労継続支援B型
- 11 工賃アップセミナー事業** (6百万円)  
都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引き上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図る。
- 12 商品開発等業務改善支援モデル事業** (39百万円)  
新たな販路開拓や利益率の向上に向け、商品開発、営業手法、作業に係る工程管理等への支援を、就労継続支援B型事業所に対してモデル事業として実施することにより、工賃向上の実現を図る。
- 13 生産活動に係る営業開拓等支援事業【新規】** (28百万円)  
就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援する。
- 14 就労継続支援A型事業所経営適正化事業** (7百万円)  
就労継続支援A型事業所に対し、経営向上セミナーの実施やアドバイザーの派

遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、収益性向上や業務の効率化等、適正な事業所運営に向けた取組を支援する。

**15 経営コンサルタント派遣等事業** (障害者施策推進区市町村包括補助事業)

区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助する。

(事業内容)

- 1 経営コンサルタント派遣
- 2 工賃アップ推進経費

(負担割合) 都 1/2 区市町村 1/2

**16 作業所等経営ネットワーク支援事業** (障害者施策推進区市町村包括補助事業)

作業所等の利用者の工賃アップを目指して、区市町村が地域の複数の作業所をネットワーク化し、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大などの活動に取り組むことを支援する。

(事業内容)

- 1 作業所等経営ネットワーク支援
- 2 ネットワーク物流拠点環境整備支援

(負担割合) 都 1/2 区市町村 1/2

**17 デジタル技術を活用した重度障害者に対する就労支援事業** (30 百万円)

遠隔操作が可能な分身ロボットや意思伝達システム等を活用し、重度肢体不自由等の重度障害者の就労を支援するモデル事業を実施する。

## 【3】教育庁

### 1 生徒全員が企業就労を目指す知的障害特別支援学校高等部の設置

職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般企業への就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。

具体的には、知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を設置し、専門的職業教育を実施するほか、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を設置し、基礎的職業教育を実施して、それぞれ全員の企業就労を目指す。

#### 【就業技術科】

永福学園	平成 19 年 4 月開校
青峰学園	平成 21 年 4 月開校
南大沢学園	平成 22 年 4 月開校
志村学園	平成 25 年 4 月開校
水元小合学園	平成 27 年 4 月開校

#### 【職能開発科】

足立特別支援学校	平成 26 年 4 月設置
港特別支援学校	平成 28 年 4 月設置
江東特別支援学校	平成 30 年 4 月設置
東久留米特別支援学校	令和 3 年 4 月設置
青鳥特別支援学校	令和 5 年 4 月設置予定

### 2 民間等を活用した企業開拓 (27.8 百万円)

特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、民間企業や経済団体等を活用し、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集を行う。

### 3 特別支援学校における職業教育の充実 (10.4 百万円)

- (1) 作業学習における技能検定の実施（知的障害特別支援学校高等部普通科）  
生徒の学習に対する意欲の伸長を図るとともに、作業学習を通じてどのような力をどれくらい身につけているかを客観的に測るために技能検定を実施する。

種目：清掃技能、喫茶接客サービス

- (2) 特別支援学校技能競技大会の実施

（知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科）

日頃から訓練している成果を互いに競い合うことにより、技能の向上を図るとともに障害者の職業能力に対する理解を深め、障害者の雇用促進を図ることを目的に実施する。

- (3) 作業学習の指導内容・方法等の充実

知的障害特別支援学校高等部における、知的障害の中・重度の生徒の特性や技能に見合った職業能力の開発に向け、「作業学習」の指導内容・方法等の充実を図るための研究開発を行う。

#### 4 理解啓発事業 (0.4 百万円)

##### (1) 企業向けセミナーの開催

特別支援学校における企業就労への取組み状況を紹介し、インターンシップの受入れ及び就労への協力を求めるために企業向けセミナーを実施する。

##### (2) 保護者向けセミナーの開催

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、将来における自立と社会参加について理解を深めるために保護者向けセミナーを実施する。

#### 5 東京都教育委員会版チャレンジ雇用 (730 百万円)

都立特別支援学校の卒業生等を含む知的障害者、精神障害者及び身体障害者の雇用機会拡大を図るため、教育委員会におけるチャレンジ雇用（会計年度任用職員として雇用）を推進する。また、さらなる障害者雇用拡大のため、都立学校等での一般就労として雇用するスクール・チャレンジド・プロジェクトの推進を図る。

##### (1) チャレンジ雇用

- ・ 雇用区分 オフィスアシスタント及びオフィスシニアアシスタント
- ・ 雇用期間 各区分とも原則1年間で2回まで更新可能（最長3年間）

##### (2) スクール・チャレンジド・プロジェクト

- ・ 雇用区分 スクール・チャレンジド・スタッフ
- ・ 雇用期間 原則1年間で4回まで更新可能（4回更新後も再度選考への応募が可能）

#### 6 障害者雇用の推進 (657 百万円)

働く意欲と能力を有する知的障害者、精神障害者及び身体障害者を、新たに整備した教育庁サポートオフィスで雇用（会計年度任用職員）し、教育庁における障害者雇用を一層推進する。

- ・ 雇用区分 教育事務サポーター
- ・ 雇用期間 原則1年間で4回まで更新可能（4回更新後も再度選考への応募が可能）